平成23年7月21日

資料7

## 生活衛生関係営業の節電行動の徹底に向けた 基本的な考え方について(意見具申)(案)概要

#### 1. 基本的方向性

- ✓ 「夏期の電力需給対策」(電力需給緊急対策本部決定)に基づく節電行動の徹底
- ✓ 電力制約下における新たな需要の取り込みに向けた取り組み

#### 2. 具体的取り組み

### 節電行動



# 「節電行動計画」等に基づく実行

※主として以下の内容による「節電行動計画」を策定

〇照明に係る節電	照明の大幅な削減(間引き)等
〇空調に係る節電	室温を原則28℃等
○節電に資する設備設置	省エネルギー設備の導入等
○節電啓発	従業員・顧客に対する周知徹底

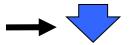
### 新たな需要の取り込み



- ○節電行動の一環として企業が営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長等に取り組む例が増えるなか、新たな需要を積極的に取り込む
  - (例) 飲食店・旅館・興行場における 「アフター4」販促(※)
- ※従来より早く退社する会社員らを顧客ターゲットして、夕方の時間帯に限って料金を割り引くなどの営業活動



基本的な考え方のとりまとめ (意見具申)



節電行動の実行による使用電力の抑制

営業活動の活性化